

改正 平成15年8月18日

平成25年8月26日

（設置）

第1条 職員に対する懲戒及び分限に関する処分等の実施について、その適正を期するため八王子市職員懲戒分限等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（掌理事項）

第2条 審査会は、職員の事案に対し、次に掲げる処分等について審査し、任命権者に内申する。

- （1） 地方公務員法第29条に基づく懲戒処分
- （2） 地方公務員法第28条に基づく職員の意に反する免職、降任及び降給の処分
- （3） 任命権者が行う訓告、嚴重注意（口頭を含む。）

（構成）

第3条 審査会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- （1） 会長には、総務部長の職にある者をもって充てる。
- （2） 会員には、総合経営部長、学校教育部長、総務部職員課長及び学校教育部教職員課長の職にあるものをそれぞれ充てる。
- （3） 審査会は、必要があると認めるときは、事案の当事者並びに事案に関係のある所属部長又は所属課長及び関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（職務及び代理）

第4条 会長は会務を総理し、審査会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序により、委員がその職務を代理する。

（招集）

第5条 審査会は、会長が招集する。

（定足数及び内申の集約）

第6条 審査会は、会員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審査会の議事は、出席会員の意見を取りまとめ集約する。

（除斥）

第7条 会長及び会員は、自己または親族の一身上に関する事案については、その議事に参与することができない。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部職員課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。